

佐監第47号の5  
令和4年8月19日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理  
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊  
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和3年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の  
審査意見書について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により、審査に  
付された令和3年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並び  
に各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和3年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

### 1 審査の対象となる決算

#### (1) 一般会計

佐倉市一般会計歳入歳出決算

#### (2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

### 2 審査対象年度

令和3年度

## 第2 審査の期間

令和4年6月30日から令和4年8月18日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
- (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。

- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和4

年7月27日及び29日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

## 第4 審査の結果

### 1 総合意見

令和3年度における一般会計及び特別会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

### 記

#### (1) 決算の概要について

令和3年度一般会計は、歳入59,079,146,920円（対前年度比17.6パーセント減）、歳出55,772,023,950円（同19.1パーセント減）で、歳入歳出差引額は、3,307,122,970円（同20.1パーセント増）となっている。

歳入、歳出ともに前年度に比べ減少しているが、これは、歳入面で地方交付税や臨時財政対策債の増、歳出面で新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の増等があったものの、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に限り実施した、特別定額給付金給付事業などの補助事業に係る歳入歳出の減の影響を大きく受けたことによるものである。

また、特別会計は、6特別会計で、歳入34,323,386,832円（同6.2パーセント増）、歳出34,094,915,225円（同5.6パーセント増）で、歳入歳出差引額は、228,471,607円（同602.1パーセント増）となっている。

国は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定に基づき、地方公共団体に対し地方交付税を交付しているが、このうち、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足分については、普通交付税を交付しており、佐倉市は、平成21年度以降普通交付税の交付団体となっている。

令和3年度の地方交付税交付額は、前年度に比べ1,631,190,000円（同91.0パーセント）増加した。これは、普通交付税が新型コロナウイルス感染症対応等のため増額となったことが大きな要因であり、一般会計の歳入全体における地方交付税の構成比率は5.8パーセント（同3.3ポイント増）に上昇した。

国においては、地方交付税制度の見直しを進めていることから、同交付税に多大に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努められたい。補助事業に係る財源等に関しても、必要な財源が確実に事業へ充当されるよう、適正な事務執行の確保に一層努められたい。

また、佐倉市の厳しい財政状況のもと、喫緊の課題に対し、限られた財源を有効に活用するとともに、無駄を省き不測の事態等に備えること

も必要である。市長及び職員が一丸となって、市民の理解を得ながら引き続き、更なる行政事務、事業の見直し等による財政健全化に取り組まれない。

## (2) 財政指標の状況について

令和3年度における各財政指標についてみると、市の財政力を示す財政力指数は、その数値が高いほど財源に余裕があることを示しているが、平成30年度及び令和元年度は0.92、令和2年度は0.93、令和3年度は0.91と、ほぼ横ばいの状況にあり改善には至っていない。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成30年度が94.1パーセント、令和元年度が95.9パーセントと悪化していたが、令和2年度が94.8パーセント（同1.1ポイント減）、令和3年度が87.9パーセント（同6.9ポイント減）となっており、改善傾向がうかがえるものの、経常経費は増加しており、いまだ予断を許さない状況にある。

公債費に充てた一般財源の比率を示す公債費負担比率は、令和3年度は7.2パーセントとなり、令和2年度に比べ0.2ポイント改善している。ただし、令和3年度末の市債残高は、前年度末より約5億6千万円増加し、約316億1千万円となった。

また、地方公営企業や一部事務組合への公債費負担なども含めた実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率は、令和3年度は1.4パーセントであり、令和2年度と変わらなかった。

なお、単年度の実質的な収支を示す実質単年度収支は、平成28年度から令和元年度まで赤字が続いていたものの、令和2年度は約4千万円の黒字に転じ、令和3年度は約24億2千万円の黒字となった。

このように、健全性は維持されており、改善の兆しも一部の財政指標に見受けられるが、財政状況は依然厳しく、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められたい。

## (3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約238億6千万円で、前年度に比べると約6億8千万円（2.8パーセント）の減となっている。

これは主に、法人市民税の税率改正による減額や固定資産税の新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置の影響によるものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正・公正な課税を実現し、引き続き更なる徴収率の向上に努められたい。

使用料及び手数料の収入は約4億8千万円で、前年度と比べ約5千700万円の増となっている。これは、令和2年度に新型コロナ

ウイルス感染症の影響により減少していた小児救急医療診療費や各コミュニティセンター使用料等の収入が、持ち直してきたところによるものが大きい。

長期的には少子高齢化による生産年齢人口の減少等により、市税の継続的な伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ積極的な自主財源の確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約10億7千万円で、前年度に比べ約1億6千万円（13.1パーセント）の減であり、収入率は95.4パーセントと、前年度比0.5ポイントの増となっている。

これは、期限内収納への取組、徴収業務の適切な実施、納税案内センターの設置等による収納努力が功を奏した結果であると評価する。

一方で、使用料や諸収入等の収入未済額が慢性的に発生している。新たな財政負担の要因とならないよう、適切な納付相談、滞納の初期段階での迅速な対応及び市税のコンビニエンスストアやスマートフォン決済の納付促進により収入未済の事前防止、改善に努められたい。

ウ 市税をはじめ、使用料や諸収入等、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、一部の滞納繰越強制徴収公債権を債権管理課に移管し、同一債務者の複数種類の公債権の一括管理を行うことにより一定の効果を上げている。引き続き、債権移管による効果や成果を検証しつつ、適切な債権管理事務に努められたい。

なお、保有債権の不納欠損処分については前年度より増加しており、引き続き不納欠損処分に当たっては法令等の定めるところにより滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断の上、厳格に処理されたい。

#### (4) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約557億7千万円で、前年度に比べ約131億9千万円（19.1パーセント）の減となっている。

これを性質別で分析すると、人件費、扶助費、物件費、積立金、繰出金の合計で約53億1千万円の増となったものの、公債費、維持補修費、補助費等、投資・出資・貸付金、投資的経費、災害の合計で約185億1千万円の減となったことによるものである。

人件費については、約91億8千万円で、前年度と比べ約1億9千万円の増となっている。これは主に、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に関する会計年度任用職員報酬によるものである。

扶助費については、約169億2千万円で、前年度と比べ約38億5千万円の増となっている。これは主に、子育て世帯臨時特別給付金支給

事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業によるものである。

補助費等については、約68億3千万円で、前年度と比べ約174億6千万円の減となっている。これは主に、特別定額給付金給付事業が令和2年度限りの実施であったことによるものである。

不用額については、約36億8千万円で、前年度と比べ約6億円の増となっている。

執行率は89.6パーセントと、前年度と比べ0.7ポイント低下しているが、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。不用額の主な要因は、入札差金や対象見込件数の減によるものである。今後とも執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合には、速やかに補正措置を行うなど適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

今後も少子高齢化の進行により、社会福祉・保健医療などに係る経費の増加が見込まれ、さらにインフラ整備等に多額の財政需要が見込まれることなど厳しい財政運営が想定されることから、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

#### (5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、令和3年度末で保険税の収入未済額は、約17億5千万円であり、前年度より約2億2千万円減少してはいるが、一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状況にある。収入未済額が減少した要因は、現年度分未済額の減少もあるが、前年度を上回る不納欠損額を計上したことによるところが最も大きい。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収入率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

保険税の収入率は、市税の95.4パーセントに比し、65.7パーセントと極めて低調であることから、収入率の向上が急務であり、少なくとも現年度分については、市税の収入率と同率程度が望ましい。

収入未済額の圧縮は喫緊の課題であり、滞納の未然防止策として、国民健康保険加入手続時の窓口での保険税口座振替勧奨及び金融機関等に対する口座振替勧奨依頼など、納税環境の改善に取り組まれたい。

また、滞納時においては、初期対応等債権管理の徹底を図るとともに過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

今後も保険給付費の増加が見込まれることから、医療費の抑制につ

なげるためにも、健康増進や生活習慣病の予防など、市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約8千万円で、不納欠損額は約700万円となっている。

また、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約2千300万円で、不納欠損額は約400万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、今後、被保険者数の増加に伴い、収入未済額も増加する可能性が高いと想定される。保険料は、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により2年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ、収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

さらに、過年分の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や、分割納付計画書の提出を求めることにより納付誓約させるなど、消滅時効に陥ることのないよう対策を講じられたい。また、今後必要に応じ、債権管理課とも連携を図り、適切に対応されたい。

ウ 農業集落排水事業特別会計については、利用者から徴する使用料が少なく、事業費のほとんどが一般会計からの繰入金で賄われていることから、少人数の利用者のために特別会計を設ける意義が希薄と認められる。公共下水道への接続整備への取組等も含め、計画的な事業運営に努められたい。

エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等被災した際の共済制度として存在しているが、小規模の共済制度は、同様の保険商品が民間にも多数存在することから市が率先して事業展開する必要性は小さいと認められる。

同共済制度の在り方については、近年頻発する台風や大雨被害への対応を踏まえ、引き続き検討されたい。

オ 特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て事業を行う独立採算制が原則である。一般会計からの繰入金は法定分も含め、連年多額になっており、令和3年度についても、一般会計からの繰入金は約35億9千万円と、前年度に比べ約3億4千万円の増となっている。自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減及び財源の確保に努められたい。

(6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の確保が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費を明確に特定の上、対象事業に係る補助対象経費を厳格に精査されたい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(7) 契約事務について

契約事務においては、現在予定価格を事前公表することを前提として入札に臨んでいるが、その結果、高率落札等の予定価格事前公表制度の弊害も見受けられる。

最低制限価格及び低入札調査基準価格については、事後公表へ変更されたが、今後もこの制度変更の効果を注視していく必要がある。

他方、予定価格の事前公表は、過去、情報漏れによる不正や過当競争での工事の質の低下を防ぐことを優先していたが、一方で事業者に競争を促すことも重要であるので、社会・経済情勢や業界動向などに応じて常に制度の見直しについて不断の検証をされたい。

(8) 指定管理者制度について

公の施設への指定管理者制度の導入については、メリット、デメリットを分析の上、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうかなどの検証も含めて取り組まれたい。

(9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制の整備に取り組まれたい。市民の財産である土地等の有効活用を図るため、緊迫感をもって事態の進展に努められたい。

2 個別意見

スマートフォン決済による納付について（債権管理課）

令和3年4月1日よりスマートフォン決済（PayPay、LINE Pay）による市税などの納付ができるようになったが、市民の利便性の為にも、複数の

事業者選定に努められたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和3年度の決算状況を詳細に分析し、令和4年度の財政運営及び令和5年度予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。

# 令和3年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる基金  
佐倉市中小企業資金融資基金  
佐倉市文化財産等取得基金  
佐倉市民音楽ホール事業基金  
佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金  
佐倉市立美術館事業基金  
佐倉市土地開発基金

- 2 審査対象年度  
令和3年度

## 第2 審査の期間

令和4年6月30日から令和4年8月18日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和4年7月27日及び29日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

## 第4 審査の結果

令和3年度における各基金の運用は、下記事項を除き、おおむね適正であると認められた。

### 記

土地開発基金については、条例改正（令和4年4月1日施行）により基金の額が減額されたが、引き続き関係部署と協議を行い、基金の在り方について検討されたい。